

宮城県強い農業・担い手づくり総合支援交付金

〔産地基幹施設等支援タイプ等〕実施要領

(趣旨)

第1 宮城県強い農業・担い手づくり総合支援交付金〔産地基幹施設等支援タイプ等〕による対策は、
強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）（以下、「国実施要綱」という。），強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成31年4月1日付け30食産第5395号農林水産省食料産業局長，30生産第2220号農林水産省生産局長，30政統第2193号農林水産省政策統括官通知），強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について（平成31年4月1日付け30食産第5394号農林水産省食料産業局長，30生産第2219号農林水産省生産局長，30政統第2192号農林水産省政策統括官通知）（以下、「配分基準通知」という。）及び令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号，第13号，第15号及び第17号の暴風雨を含む。）及び台風第19号等被災産地施設整備等対策実施要領（令和元年11月19日付け元食産第3029号農林水産省食料産業局長，元生産第1160号農林水産省生産局長，元政統第1152号農林水産省政策統括官通知。以下「国被災産地実施要領」という。）によるものほか、本要領に定めるところによるものとする。

(対策の対象)

第2 国実施要綱の「産地基幹施設等支援タイプ」による対策の支援対象は、国実施要綱第3の1に定めるものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件等は国実施要綱別表1のIに掲げるとおりとする。

国被災産地実施要領による対策の支援対象は、国被災産地実施要領の第2，第4，別紙1及び2に定めるものとする。

(対策の実施等の手続き)

第3 事業実施主体は、国実施要綱の「産地基幹施設等支援タイプ」による対策を実施する場合は、宮城県強い農業・担い手づくり総合支援交付金〔産地基幹施設等支援タイプ〕実施計画を作成し、別紙様式第1号に実施計画（別紙様式第1号別添1）を添付し、知事に提出してその承認を受けるものとする。また、国被災産地実施要領による対策を実施する場合は、宮城県強い農業・担い手づくり総合支援交付金〔被災産地施設支援対策〕実施計画（別紙様式第1号別添2）を添付し、知事に提出してその承認を受けるものとする。

なお、事業メニューに応じて、実施計画の審査に必要な項目を追加して求めるものとする。

2 事業実施主体は、国実施要綱の「産地基幹施設等支援タイプ」により穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組、集出荷貯蔵施設等再編利用の取組、農産物処理加工施設等再編利用の取組、食肉等流通体制再編整備の取組、国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化の取組及び乳業再編等整備の取組を行う場合、また、国被災産地実施要領により共同利用施設等の整備において再編合理化を行った場合は、別紙様式第2号に国実施要綱別記1のIIのII-2の第2の6に定める再編利用計画又は再編合理化計画を添付し、知事に提出してその承認を受けるものとする。

3 知事は、1により提出された実施計画が、国実施要綱の「産地基幹施設等支援タイプ」による対策を

実施する場合は国実施要綱、国被災産地実施要領による対策を実施する場合は国被災産地実施要領の要件を満たすとともに、事業の規模が適切であり、かつ、実施計画の達成が確実であると見込まれる場合、その承認を行うものとする。

- 4 知事は、2により提出された再編利用計画又は再編合理化計画が、目標達成の観点から妥当と認められる場合、その承認を行うものとする。
- 5 実施計画の重要な変更は、別紙様式第1号により、1及び2に準じて行うものとするが、重要な変更以外の軽微な変更については、別紙様式第3号により知事に届け出るものとする。なお、重要な変更とは、次の（1）から（5）に該当する場合とする。
 - (1) 成果目標の変更
 - (2) 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更
 - (3) 地域提案の事業内容の変更
 - (4) 事業実施主体の変更
 - (5) 事業の中止又は廃止

（事業の着手及び入札報告）

- 第4 事業実施主体は、事業に着手したときは、速やかにその旨を別紙様式第4号により、知事に届け出るものとする。
- 2 事業実施主体は、1の届け出の内容に変更が生じた場合は、速やかに別紙様式第5号により届け出るものとする。

（事業実施状況及び達成状況の報告）

- 第5 国実施要綱第7の1に定める事業実施状況の報告及び国実施要綱第8の1に定める成果目標の達成状況の報告は、7月末日までに別紙様式第6号により知事へ提出するものとする。
- 2 国実施要綱第7の2により作成する改善計画は別紙様式第7号とする。
- 3 知事は必要に応じ、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

（再編利用計画の取組状況の報告）

- 第6 再編利用計画策定主体は、各年度の再編利用計画又は再編合理化計画の取組状況を別紙様式8号に国実施要綱別記1のIIのII-2の第2の6に定める取組状況報告書を添付し、翌年度の5月末までに知事へ報告するものとする。ただし、茶に係る共同利用施設の再編利用メニューについては、最終年度の翌年度の5月末までに知事へ報告するものとする。

（事業名の掲示等）

- 第7 対策により設置又は導入した施設、機械等には、本対策名、本対策の実施年度等を表示するものとする。

（事業の公表）

- 第8 知事は、本対策の適正実施と透明性を図るため、事業実施主体からの実績報告書の提出により交付金の額が確定した場合、実施した交付対象事業概要をホームページへの掲載等により公表するものとする。
- 2 知事は、目標年度の成果目標の達成状況について、事業評価を行った結果をホームページへの掲載等により公表するものとする。また、事業実施主体においても、その結果をホームページへの掲載等により公表するものとする。

(推進指導等)

第9 市町村長は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施について推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会（以下「基金協会」）という。との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

(書類の提出数及び経由)

第10 この要領により知事に提出する書類の部数は各2部とし、事業を所轄する地方振興事務所長を経由するものとする。ただし、間接補助事業者以外にあっては、別に定めのない限り直接知事に提出するものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、この対策の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年2月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月9日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年2月12日から施行する。